

## 経営戦略課における豊中市後援名義使用承認に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、団体が実施する南部地域活性化など経営戦略課の業務に関する事業に対し、豊中市（以下「市」という。）の後援名義の使用を承認することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「後援」とは、第4条に規定する申込適格を有する団体が主催する事業で第5条に規定する基準を満たすものに対して、団体の申込みに基づき、金銭的支出を伴わず「豊中市」の名義の使用を承認することにより、事業等の趣旨に賛同し奨励の意を表することをいう。

### (申込み)

第3条 後援名義の使用の承認を受けようとする団体は、後援名義使用承認申込書（様式第1号）及び事業予算書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、申し込まなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認める書類については、この限りではない。

- (1) 事業の実施要領等
- (2) 主催者の定款、規約又は会則など主催者の存在及び活動実績を明らかにする書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (申込適格者)

第4条 後援名義の使用は、次の各号のいずれかに該当する事業を行おうとする者に限り、申し込むことができる。

- (1) 事業所、活動拠点が豊中市内にある団体が主催する事業
- (2) 当該申込事業を豊中市内で行う団体で、かつ3年以上の活動実績がある事業
- (3) (1) (2) 以外の団体で構成員等の過半数が豊中市民である団体で、かつ3年以上の運営実績がある事業
- (4) 売名、興行または営利を目的としない団体が行う事業（ただし、営利団体であってもその事業に公共性が認められ、営利を主たる目的としないものである場合を含む。）
- (5) その他市長が特に認めた団体

### (承認基準)

第5条 後援名義の使用を承認することができる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、第6号のみに該当しない場合において、市長が特に必要と認めるときは、承認することができる。

- (1) 南部地域活性化など経営戦略課の業務を促進する事業。
- (2) 不特定多数の市民の参加を呼びかけるものであること。
- (3) 公序良俗に反しない事業であること。
- (4) 特定の政治団体若しくは宗教団体が主催する事業でないこと。
- (5) 選挙、政治的又は宗教的活動を伴わないこと。
- (6) 興行又は営利を目的としないこと。
- (7) 後援名義を、寄付、援助又は参加等を直接的手段に利用しないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になる又はそのおそれがあると認められるものではないこと。
- (9) その他、市長が特に不相当と認めたものではないこと。

### (承認等)

第6条 市長は、第4条の規定による申込みがあった場合において、その内容を審査し前条の基準を満たすときは、後援名義使用承認通知書（様式第3号）により必要な条件を付して承認する。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、承認を行わないと決定したときは、その旨を後援名義使用不承認通知書（様式第4号）により、申込書に通知するものとする。

(使用期間)

第7条 後援名義の使用期間は、承認した日から当該事業の終了日までとする。

(報告)

第8条 後援名義の使用承認を受けたものは、事業終了後1か月以内に、後援名義使用承認事業報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。ただし、市長が特に提出を要しないと認めるものについては、この限りではない。

- (1) 開催要項
- (2) 事業の収支決裁書
- (3) 後援名義を使用した印刷物等

(後援の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、後援名義使用承認取消通知書(様式第6号)によりその承認を取り消すものとする。

- (1) 第3条の規定による申込みの内容が虚偽の場合
- (2) 第5条に規定する後援名義の使用承認に付された条件に違反した場合
- (3) その他市長が著しく不適切と判断した場合

附則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から実施する。